公共施設の管理に関する協議書

令和　　年　　月　　日

管理者 住 所 埼玉県鴻巣市中央１番１号

氏 名 鴻巣市長

申請者 住 所

氏 名

申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　と管理者　鴻巣市長は、都市計画法に基づく開発行為または開発行為の工事により設置される公共施設の管理に関し、同法第３２条の規定により、次のとおり協議しました。

記

１ 新たに設置される公共施設について

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種 類 | 番 号 | 概 要 | | | 管 理 者 | 土地の帰属 | 摘 要 |
| 幅員寸法 | 延 長 | 面 積 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

２ 既存の公共施設について

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種 類 | 番 号 | 概 要 | | | 管 理 者 | 土地の帰属 | 摘 要 |
| 幅員寸法 | 延 長 | 面 積 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

３ 設計施工方法について

1. 道路構造については、道路構造令による設計とし、幅員４．００ｍ以上の道路は、アスファルト舗装とする。
2. 公共施設の工事に関し、鴻巣市長（管理者）は、必要があるときは、その工事がこの協議書で定めるとおり行われているか否かについて確認する事ができるものとし、申請者においてもこの確認を求めることができるものとする。
3. 市営水道については、市水道条例による手続きをすること。
4. 工事を廃止した場合、公共施設の復元は申請者が責任を持って行うこと。

４ 帰属について

（１）申請者が管理者に対してする公共施設の引渡しは、市が行う工事完了検査に合格した後、行うものとする。

（２）所有権移転の登記は、嘱託登記とし、嘱託書の調整は管理者において行い、その他の

事務は申請者において行うものとする。

５ 管理について

1. 公共施設に故障があった場合の補修について、公共施設引渡し後１年間は申請者が行うものとする。
2. 開発区域内の排水の放流先は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。
3. 消火栓の管理については、管理者の立会いのもとに放流試験の後、引渡しをする。

６　その他

（１）申請者が土地の帰属に関する嘱託登記に必要な書類を提出後、法第３６条第２項による

検査済証を交付する。

（２）申請者は、その他定めなき事項については、その都度市と協議を行うこと。

（３）申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。